

再編整備後の九条東小学校校地活用検討会議取材要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九条東小学校校地活用検討会議（以下、「会議」という。）の報道機関による取材に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受付)

第2条 報道機関は、会議の開始 30 分前から開催予定時刻までに、受付にて名刺の提出又は受付簿へ記入を済ませなければならない。ただし、会議開始時刻の変更等これにより難い場合は、別に事務局が指定する時間までに受付を済ませなければならない。

2 報道機関は、事務局の指示に従い受付順に会場に入場するものとする。

(遵守事項)

第3条 報道機関は、会議の取材にあたっては次の事項を守らなければならない。

- (1) 写真撮影および録画は会議開始前のみとする。
- (2) 取材中は必ず自社腕章、社員証（記者証）、又は「市政記者カード」のいずれかを見えやすいところに着用すること。
- (3) カメラ取材における ENG・スチール・デジカムの取材位置・取材記者席は受付順で固定とし、1社につき1台とすること。
- (4) 会場内では静かに取材すること。また、会議の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

(事務局の指示)

第4条 報道機関は、取材中、事務局より、会場の秩序の維持及び会議の運営を目的とした指示を受けた場合、当該指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第5条 事務局は、報道機関が第3条各号及び前条の規定に違反したと認めるときは、違反者に注意し、違反者がこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

2 前項の規定に基づき事務局より退場の指示を受けた傍聴者は、すみやかに会場から退場しなければならない。

(雑則)

第6条 この要領に定めのない事項は、再編整備後の九条東小学校校地活用検討会議傍聴要領によるほか、西区長が定める。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。